

令和5(2023)年度諮問(一)第1号
令和5(2023)年度答申(一)第3号

「生活保護法に基づく生活保護費返還決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和3（2021）年2月3日付けで行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

本件審査請求事案の経過は概ね以下のとおりである。

- 1 平成〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人と審査請求人の母（世帯主）の二人からなる世帯に対して、生活保護の支給を開始した。
- 2 平成〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人の母が同月〇日に死亡したことにより、審査請求人世帯を同月〇日付けで減員し、審査請求人を新たに世帯主（審査請求人の単身世帯）とする決定を行うとともに、審査請求人に対して、〇〇〇〇のため障害基礎年金に該当する可能性があるとして、年金事務所等に相談するよう、指導を行った。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に、障害基礎年金の年金証書が自宅に届いた旨を電話で報告した。
- 4 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に障害基礎年金の年金証書を提出し、処分庁は、「審査請求人が障害基礎年金の受給権を取得した時期は、平成〇（〇〇）年〇月であること」、「障害基礎年金を遡及して支給されることとなるが、時効消滅により、平成〇（〇〇）年〇月以前分の支払いはないこと」、及び「遡及して支給される障害基礎年金の金額が〇〇〇〇〇〇〇円であること」等を確認した。
- 5 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に障害基礎年金の支払通知書及び通帳の写しを提出した。

処分庁は、同月〇日に遡及支給分の障害基礎年金が審査請求人に支給されたこと、及び審査請求人の口座に、遡及受給した年金分以外に、〇〇〇万円余の累積金があることを確認した。また、審査請求人に対して、今後購入予定の物や大きな出費の有無を確認し、特にない旨の回答を得た。
- 6 令和3（2021）年2月3日、処分庁は、審査請求人に係るケース診断会

議を開催し、審査請求人には自立更生に要する経費はないとして、法第63条の規定により保護費の返還を求める期間を平成28(2016)年2月1日から平成〇(〇〇)年〇月〇日まで（以下「返還対象期間」という。）とした上で、返還額を、審査請求人が遡及受給した障害基礎年金の全額の〇〇〇〇〇〇〇円とすることを決定し、本件処分を行った。

- 7 令和〇(〇〇)年〇月〇日、処分庁は審査請求人に、同月〇日付けで保護を廃止する旨を説明した上で、本件処分による返還金の納付書を手交し、審査請求人は同日、返還金を全額納付した。
- 8 令和3(2021)年4月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査請求を行った。
- 9 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5(2023)年5月2日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、返還対象期間内に、本件処分で返還を命じられた〇〇〇〇〇〇〇円の保護費の支給を受けていない。
- (2) 審査請求人は、令和〇(〇〇)年〇月に障害基礎年金の支給決定があり、遡及して当該年金を受給する権利があることから、返還を求めるのは酷である。
- (3) 返還対象期間に支給された保護費のうち、審査請求人の母が給付を受けた医療扶助は、審査請求人が受けた保護ではない。母に係る医療扶助の分まで、審査請求人が返還を行う必要はない。
この場合の、法第63条の「資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者」とは母であり、審査請求人ではない。
- (4) 法第10条で、保護の世帯単位の原則について規定しているが、一方で、法第63条には、「世帯で保護費を返還しなければならない」旨や「世帯に対して支給された保護費について、世帯員が連帯して返還しなければならない」旨は規定されていない。

本件処分は法第63条を拡大解釈したものであり、間違っている。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分は、生活保護制度における法令の規定や各種通知に基づき、適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る関係法令等の規定等について

ア 関係法令の規定

(ア) 保護の補足性

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること要件として行われる。」と規定し、また同条第3項で「(第1項の規定は) 急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定している。

(イ) 世帯単位の原則

法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。

(ウ) 費用返還義務

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関を定める額を返還しなければならない。」と規定している。

(エ) 費用返還請求に係る消滅時効

地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条において、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。」と規定している。

イ 国の通知等

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9号第1号に規定する法定受託事務であり、法令のほか国の通知等に基づいて行われており、これら国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられている

(ア) 世帯単位の原則

昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による実施要領について」（以下「実施要領」という。）の第1「世帯の認定」において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する」と定めている。

(イ) 法第63条の規定による費用返還請求の対象となる資力の発生時期

a 平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「別冊問答集」という。）第13の問13-6（費用返還と資力発生時点）で、障害基礎年金等が遡及して支給されることとなった場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、「年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」とされている。

b 平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）の1(1)で、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」としているが、遡及受給した年金収入に係る自立更生費の控除の取扱いについては、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、厳格に対応することが求められる」とされている。

(ウ) 返還請求権の消滅時効の開始時期

別冊問答集第13の問13-18（費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期）で、法第63条の規定による返還請求権の消滅時効の開始の時期について、「返還請求権の消滅時効は5年間（地方自治法第236

条)なので、実際に当該請求権を行使する日(法第63条に基づき返還額の決定をする日)前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない。」とされている。

ウ 県の通知

平成28年3月18日付け栃木県保健福祉部保健福祉課生活保護担当通知「返還決定・徴収決定の名宛人と効力」(※法令や国の通知をもとに同課が作成したもの。以下「県通知」という。)の「1 保護の決定方法と効果」で、「生活保護制度においては法第10条において、世帯単位の原則が採られている。従って、法の決定・実施は当該世帯の代表者としての世帯主を名宛人として行われる一方で、その効果は世帯の構成員全体に及ぶものとされる」とし、また、2「法第63条の規定に基づく返還決定の名宛人と効力」で、「法第63条の規定に基づく返還決定も保護の決定・実施に係る処分とされているから、返還対象となった資力の保有者が世帯主であるか否かにかかわらず、名宛人は世帯主となる一方で、その効果は世帯員全員に及ぶものである。」としている。

(2) 本件処分の適法性及び妥当性について

ア 法第63条の適用の妥当性について

処分庁から提出された、審査請求人宛ての年金支払調書によると、審査請求人は、障害基礎年金の受給権を平成〇(〇〇)年〇月に取得しているが、平成〇(〇〇)年〇月以前分の年金は時効により消滅していることから、同年〇月に審査請求人に資力が発生したことが認められる。

よって、処分庁が審査請求人に対して法第63条に規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当するとして、保護費の返還を求めたことは、同条の規定に従って行われたものと認められる。

イ 費用返還額決定の妥当性について

(ア) 返還額決定に至る過程について

返還請求権の消滅時効が5年間であるところ、返還の対象期間は法第63条に基づく返還決定日前5年間となるが、処分庁から提出されたケース記録の写し等によれば、処分庁は、本件処分に係る返還対象期間について、本件処分を行った令和3(2021)年2月の5年前である平成28(2016)年2月1日から、支給した保護費の合計額が、

審査請求人が遡及受給した障害基礎年金の金額を超える平成〇(〇)年〇月〇日までとしたことが確認できる。

また、処分庁は、審査請求人への調査の結果、自立更生経費等に該当するものがないこと等を確認して、免除額を0円とすることとし、返還額を審査請求人が遡及受給した障害基礎年金の全額とすることを決定したことが認められる。

以上のことから、返還額決定に至る過程に不適切な点は見当たらない。

(イ) 母が給付を受けた医療扶助相当分の返還について

審査請求人と母について、処分庁は、その居住・生活状況等から同一世帯であると判断し、同一世帯として保護費を受給していたことが認められる。

法第63条の規定による保護費の返還について、同一世帯と認定され世帯単位で支給決定された保護費に関し、世帯員ごとの適用を認める規定は特に存在しないが、(1)ウのとおり、県通知で「法の決定・実施は当該世帯の代表者としての世帯主を名宛人として行われる一方で、その効果は世帯の構成員全体に及ぶものとされるところ、保護の決定・実施に係る処分である法第63条の規定に基づく返還決定の効果は世帯員全体に及ぶ」とされている。

したがって、法第10条の世帯単位の原則から、本件処分についてもその効果は世帯全体に及ぶものと解するのが相当である。

また、審査請求人は実際にその母と同一世帯として保護費を受給していたことから、本件処分において、法第10条ただし書を根拠に審査請求人個人に法第63条を適用する合理性はない。

よって、審査請求人世帯全員が受けた生活保護費に対して法第63条を適用し、結果として、審査請求人が遡及受給した障害基礎年金の全額について返還を求める決定をした処分庁の判断は、法及び関係通知等に従って行われたものであるため、違法又は不当とは言えない。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令の規定や各種通知に基づき、適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

処分庁は、生活保護を受給していた審査請求人が障害基礎年金の受給権を遡及して取得したことにより、審査請求人に対して法第63条の規定を適用して、遡及支給された分の障害基礎年金全額を返還額として本件処分を行ったことから、審査会は、次の(1)及び(2)の2つの観点から、本件処分の妥当性について、以下、検討する。

(1) 審査請求人が遡及して障害基礎年金の受給権を取得したことに対して法第63条に基づく保護費の返還を命じたことの妥当性

ア 被保護者が、障害基礎年金等を遡及して支給されることとなった場合、第4の2(1)のイ(イ)aのとおり、別冊問答集で、「年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる」とされている。

イ また、法第63条に基づく費用返還請求の消滅時効について、第4の2(1)のイ(ウ)のとおり、別冊問答集で、「実際に返還請求権を行使する日前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない」とされている。

ウ 審査請求人が障害基礎年金の受給権を遡及取得した平成〇(〇〇)年〇月の時点において、審査請求人の母は存命であったことから、結果として、審査請求人と母の二人からなる世帯は、同月の時点において、資力があながら保護を受けたことになる。

エ よって、処分庁が、審査請求人は平成〇(〇〇)年〇月に資力が発生したものとした上で、5年間の消滅時効期間を勘案し、返還対象期間の起算月を平成28(2016)年2月として、令和3(2021)年2月3日付けで法第63条に基づく保護費の返還決定を行ったことに違法な点があるとはいえない。

(2) 審査請求人の母が給付を受けた医療扶助相当額を審査請求人に対して返還を求めることの妥当性について

ア 世帯の認定と医療扶助の有無

審査庁の提出資料によれば、処分庁は、弁明書で「処分庁は返還対象期間に、審査請求人と母の二人からなる世帯に対して、金銭給付に

よる生活扶助と、審査請求人及び母に係る現物給付による医療扶助を行っている」旨を主張する。これに対して、審査請求人も、反論書及び再反論書で「返還対象期間に、処分庁は、母親と自分の世帯に対して保護費を支給している」旨や、「支給された内容は、母親の生活扶助と医療扶助、そして自分の生活扶助と医療扶助である」旨を主張している。これらのことから、返還対象期間において、審査請求人と母は同一世帯であったこと、及びその世帯に対して医療扶助の支給が行われていたという事実認定において、処分庁と審査請求人との間に食い違いはない。

ただし、審査請求人は、返還対象期間内に給付された医療扶助の大部分は母親の医療扶助相当額であり、その分の金額を自分は受け取っておらず、また、この場合の法第63条の（返還義務を負う）「被保護者」は母親である旨を主張する。この点について、以下検討する。

イ 保護の世帯単位の原則

(ア) 法第10条で、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」旨が規定され、また、第4の2(1)のイ(ア)のとおり、実施要領で、世帯の認定について、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること」とされている。

(イ) また、平成10年10月9日福岡高裁判決（平成7年（行コ）5号）で、「生活保護は、原則として、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされており（法第10条）、具体的な保護ないしその変更処分も、被保護世帯の構成員に対して個別にされるものではなく、世帯主を名宛人として行われることとされている。（略）結局、世帯主は、当該世帯ないしその構成員のいわば代表として、当該処分等の名宛人のとなるものということができる。しかして、右処分等の効果は、その名宛人である世帯主にとどまらず、世帯全員に及ぶ」と判示されている

(ウ) これらを根拠に、審査請求人の母が給付を受けた医療扶助は、処分庁が法第10条の保護の世帯単位の原則に基づき、審査請求人と母の二人からなる世帯に対して行った保護であるとする、処分庁及び審理員の判断に不合理な点があるとは言えない。

ウ 母の医療扶助相当額分の審査請求人への返還請求

- (ア) 審査会が事務局を通じて審査庁に、生活保護制度における医療扶助制度について確認したところ、「医療扶助は原則、現物給付により行う」旨、「原則として保険適用となる医療が対象であり、健康保険加入者は保険適用後の自己負担分を、医療保険未加入者は10割を現物給付する」旨、「医療扶助は、法第63条に規定する「受けた保護金品」に該当し、同条に基づく返還の対象となる」旨等の説明を受けた。
- (イ) アのとおり、審査請求人も、医療扶助は支給された保護費と認識していると考えられるから、イで示した保護の世帯単位の原則に則れば、処分庁が、審査請求人の母が給付を受けた医療扶助相当額を、当該母が属する世帯に対して行う保護であるとして本件処分における法第63条に基づく返還額の対象としたことに違法な点は認められない。
- (ウ) ただし、審査庁の提出資料によれば、返還対象期間内に審査請求人世帯に給付された医療扶助は高額であることが窺える。
- 課長通知の1(2)(ア)及び(イ)で、法第63条に基づく費用返還における遡及して受給した年金収入の取扱いについて、「費用返還は原則として全額となること」、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合がある」、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討する」等とされている。
- (エ) この点について当審査会で確認したところ、仮に、審査請求人の「母が給付を受けた医療扶助は、自分が受けた保護ではないため、自分が返還する必要はない」旨の主張のとおり、母に係る分の医療扶助相当額を返還対象外とする取扱いにしたとしても、審査庁提出資料によれば、処分庁が、法第63条に基づく返還請求権を行使できる期間（平成28(2016)年2月から令和3(2023)年1月まで）の内に審査請求人世帯に支給した生活扶助と、審査請求人に給付された分のみの医療扶助相当額の総額が、本件処分で返還を命じた額を超えることが認められ、終局的には、処分庁が返還を求める額に違いは生じないこととなる。
- (オ) よって、処分庁が、審査請求人の母が給付を受けた医療扶助相当額を含めて、法第63条の規定に基づく返還額を決定し、本件処分を

行ったことに不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令の規定や各種通知の内容に従い適法かつ適正に行われたものであり、不合理な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに2年以上を要しており、諮問までの期間が長いと言わざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に則り、審査手続を迅速に行うべきであることを申し添える。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年5月2日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年8月25日 (第65回審査会第1部会)	・ 審査庁から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和5(2023)年9月22日 (第66回審査会第1部会)	・ 第2回審議
令和5(2023)年10月27日 (第67回審査会第1部会)	・ 第3回審議

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社常務取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長

(五十音順)